

(懲戒請求者)
戸田 ひさよし 殿

大阪弁護士会綱紀委員会第二部会

部会長 岩嶋 修治

調 査 期 日 の お 知 ら せ

平成19年(綱)第438号事件
懲戒請求者 戸田 ひさよし
対象会員 新谷 俊彦 (登録番号 028575)

貴殿から申立てのありました上記懲戒請求事件について、請求者である貴殿から、申立ての内容について、事情をお聴きすることになりました。そこで、下記の期日に、当会へお越しくくださるようお願いいたします。

なお、すでにご提出いただいた以外で関係書類や証拠となるもの等がありましたら各4部ご持参ください。

また、ご都合により下記日時にご出席できない場合は、書面でもって、12月21日までにご連絡くださるようお願いいたします。

記

日 時 平成19年12月27日(木) 午後2時00分
場 所 大阪弁護士会新会館 11階会議室1101

以 上